

島根県報

令和6年5月10日(金)

第 5 1 3 号

(毎週火・金曜日発行)

https://www.pref.shimane.lg.jp/

国			
【告示】			
保安林の指定施業要件の変更 (4件)	(森 材	木整備課)	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(")	6
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の	(中 月	企業課)	7
変更の届出 (5件)			
【公告】			
基本測量の終了	(技術	所管理課)	12
公共測量の実施 (2件)	(")	12
公共測量の終了	(")	13
【特定調達公告】			
島根県警察情報ネットワーク用パソコンの賃貸借に係る一般競争入札の実施	(警	察 本 部)	13
【正 誤】			
令和6年4月19日付け島根県報号外第49号中	(道 路	路維持課)	16
令和6年3月22日付け島根県報第500号中	(選挙	管理委員会)	16
令和6年3月29日付け島根県報第502号中	(<i>,,</i>	17

告示

島根県告示第332号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年5月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 大田市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 大田市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第333号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年5月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 大田市(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐による伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第334号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年5月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

火災の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第335号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年5月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 大田市(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
 - (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 大田市(次の図に示す部分に限る。)
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市(次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 大田市(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 火災の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第336号

令和5年島根県告示第388号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手 方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を隠岐の島町役場に掲示 するとともにその要旨を告示する。

令和6年5月10日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方
隠岐郡隠岐の島町那久路牛川144、奥牛川424、424-1、425、長	藤田 直
尾413、414-1	
隠岐郡隠岐の島町那久路若尾口174-1、175、175-1、176-2	藤田 健

隠岐郡隠岐の島町那久路神田179-内1、179-内2	齊藤 亀一
----------------------------	-------

島根県告示第337号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー(イオン松江店) 島根県松江市東朝日町151番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

片倉工業株式会社 代表取締役社長 上甲 亮祐 東京都中央区明石町6番4号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株) ファンケル	神奈川県横浜市山下町89-1	島田 和幸	令和6年1月19日
			入店

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和6年4月18日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課(松江市末次町86番地)

島根県告示第338号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

松江ステーションショッピングプラザ(シャミネ松江東) 島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

JR西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 藤原 芳郎 島根県松江市朝日町宇伊勢宮472番地2

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) J R 西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 新井 慎一

(変更後) JR西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 藤原 芳郎

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
フリュー (株)	東京都渋谷区鶯谷町2-3	三嶋 敬	
(株)メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	冨沢 昌宏	
(株) スタイルフォース	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目	鈴木 信輝	
	8番1		
J R 西日本山陰開発(株)	島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地	新井 慎一	
	2		
エステールホールディングス (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅文	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
フリュー (株)	東京都渋谷区鶯谷町2-3	三嶋 隆	令和5年11月30日
			退店、代表者名錯
			誤
(株)メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	冨澤 昌宏	代表者名錯誤
(株) アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目	内山 誠一	令和5年4月1日
	8番1		名称及び代表者名
			変更
JR西日本山陰開発 (株)	島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地	藤原 芳郎	令和5年7月3日
	2		代表者名変更
エステールホールディングス (株)	東京都中央区銀座1-19-7	丸山 雅文	令和6年4月住所
			変更
(株) フィールズインターナショナ	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8	大峯 伊索	令和6年2月23日
ル	-1		入店
(株) エクスプローラーズトーキョ	東京都渋谷区神宮前6-25-10	尾関 修司	令和6年2月9日
_			入店
(株) バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2	井元 憲生	令和6年1月21日
	-17		入店

(4) 変更の年月日

(3)のア 令和5年7月3日

(3)のイ 上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和6年4月26日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課(松江市末次町86番地)

島根県告示第339号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年5月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや学園店 島根県松江市学園二丁目34-6

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社みしまや 代表取締役社長 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考	,
(株) オカノベーカリー	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	岡野 吉純		

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
岡野食品 (株)	兵庫県姫路市御国野町国分寺字天神	宮司 直人	令和5年12月1日
	ノ木387-1		承継(旧株式会社
			オカノベーカリー
)

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和6年4月25日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課(松江市末次町86番地)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

- (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第340号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用

する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年5月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや上の木店 島根県松江市上乃木三丁目14-20

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社みしまや 代表取締役社長 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株) オカノベーカリー	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	岡野 吉純	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
岡野食品 (株)	兵庫県姫路市御国野町国分寺字天神	宮司 直人	令和5年12月1日
	ノ木387-1		承継(旧株式会社
			オカノベーカリー
)

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和6年4月25日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課(松江市末次町86番地)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第341号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年5月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや東川津店 島根県松江市下東川津町505番61

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社みしまや 代表取締役社長 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
島根県農業協同組合くにびき地区本	島根県松江市西川津町1635-1	栗原 令	
部			
(株) オカノベーカリー	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	岡野 吉純	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
島根県農業協同組合くにびき地区本	島根県松江市西川津町1635-1	越野 浩昭	令和4年6月26日
部			代表者変更
岡野食品 (株)	兵庫県姫路市御国野町国分寺字天神	宮司 直人	令和5年12月1日
	ノ木387-1		承継(旧株式会社
			オカノベーカリー
)

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和6年4月25日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課(松江市末次町86番地)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第2項の規定により、次の基本測量は、令和6年3月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年5月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量(国土広域情報 修正)

2 作業期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 作業地域

島根県全域

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年5月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業期間

令和6年5月1日から令和7年2月21日まで

3 作業地域

出雲市多伎町口田儀地内

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年5月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量 (数值図化)

2 作業期間

令和6年4月25日から同年7月19日まで

3 作業地域

雲南市大東町下久野から木次町寺領地内まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年4月10日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年5月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業期間

令和5年12月12日から令和6年4月10日まで

3 作業地域

邑智郡邑南町下田所地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体 の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

令和6年5月10日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量

島根県警察情報ネットワーク用パソコンの賃貸借 352台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和6年12月1日から令和11年11月30日まで

- 2 入札方法
 - (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム(以下「電子調達システム」という。)により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下

「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。

- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加 資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されてい る者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除 措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。
- 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

- 5 入札説明書の交付等
 - (1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和6年5月24日(金)までの間、電子調達システムにより交付する。 なお、これにより難い場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和6年5月24日(金)までの間(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第 1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

- 6 入札参加希望者に要求される事項
 - (1) この入札に参加を希望する者は、令和6年5月24日(金)正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
 - (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- 7 入札期間、開札日時等
 - (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和6年6月7日(金)午前9時から同月10日(月)午後4時まで(同月7日午後5時から同月10日午前9時まで を除く。)

(2) 書面による入札の日時、場所等

アー日時

令和6年6月10日(月)午後4時まで

イ 場所

4の場所

- ウ 郵便(書留等配達記録が残るものに限る。)による入札については、令和6年6月10日(月)午後4時までに到着していること。
- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年6月11日(火)午後2時30分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第二小会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条第1項の規定により、入札書に記載する金額に消費税等の額を加えた額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を徴収する。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合又は入札保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の10以上を徴収する。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合又は契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入 札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を 落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 予算の減額又は削除に伴う契約の解除

本入札に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、契約を変更又は解除することがある。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。 なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: Laptop Computer for the Shimane Prefectural Police Information Network, 352 units

- (2) Period for tender by electronic bidding: From 9:00 a.m. June 7, 2024 to 4:00 p.m. June 10, 2024
- (3) Time limit for tender by bringing: 4:00 p.m. June 10, 2024

 (Bids by post must be received by 4:00 p.m. June 10, 2024)
- (4) Contact point for the notice: Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan TEL: 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

正誤

令和6年4月19日付け島根県報号外第49号中に誤りがあったので、次のように訂正する。 ページ ක ニー ニー ニー ニー

ページ	箇所	誤	正
4	島根県告示 第 297 号 の 表中		
		浜田市金城町門田848番 18地先から同848番18地 先まで	浜田市弥栄町門田848番 18地先から同848番18地 先まで
		浜田市金城町門田848番 10地先から同482番 2 地 先まで	浜田市弥栄町門田848番 10地先から同482番2地 先まで

ページ	行	誤	正
6	下から14	島根県選挙管理委員会告示第8号	島根県選挙管理委員会告示第9号
	下から6	島根県選挙管理委員会告示第9号	島根県選挙管理委員会告示第10号
7	上から3	島根県選挙管理委員会告示第10号	島根県選挙管理委員会告示第11号

令和 6 年 3 月 29 日付け島根県報第 502 号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
30	上から12	島根県選挙管理委員会告示第11号	島根県選挙管理委員会告示第12号